



2022年12月21日

各位

会社名 株式会社コラントツテ  
代表者名 代表取締役社長 小松 克巳  
(コード番号：7792 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役管理統括本部長 井阪 義昭  
(TEL. 06-6258-7350)

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株式発行」又は「発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年1月20日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 20,000株
(3) 発行価額	1株につき837円
(4) 発行総額	16,740,000円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役(社外取締役を除く。) 1名 10,000株 当社の従業員 1名 10,000株
(6) その他	本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年11月18日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)及び当社の従業員(以下対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。また、2022年12月21日開催の第25期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬として、対象取締役に対して、年額30,000千円以内の金銭債権を支給し、年20,000株以内の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から7年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額となら

ない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、報酬委員会の諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計16,740,000円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式20,000株を付与することといたしました。また、譲渡制限期間については、本制度の導入目的等を勘案して、下記3（1）のとおりとしております。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等2名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について割当てを受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### （1）譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「対象株式」という。）について、下記の各対象株式の区分に対応する対象譲渡制限期間（以下「対象譲渡制限期間」という。）、各対象株式を譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

対象株式	対象譲渡制限期間
対象株式①	2023年1月20日から2026年1月19日まで
対象株式②	2023年1月20日から2027年1月19日まで
対象株式③	2023年1月20日から2028年1月19日まで
対象株式④	2023年1月20日から2029年1月19日まで
対象株式⑤	2023年1月20日から2030年1月18日まで

#### （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が対象譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、対象譲渡制限期間が満了した時点で、当該対象株式の全部について、譲渡制限を解除する。

#### （3）対象譲渡制限期間中に、対象取締役等が退任又は退職した場合の取扱い

対象株式について、対象譲渡制限期間中に、対象取締役等が、当社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位をも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職した時点において保有する対象株式（既に譲渡制限が解除された対象株式を除く。）の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### （4）当社による無償取得

対象取締役等が、対象譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する対象株式（既に譲渡制限が解除された対象株式を除く。）の全部を、当社は、当然に無償で取得する。また、当社は、対象譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない当該対象株式（既に譲渡制限が解除された対象株式を除く。）について、当然に無償で取得する。

#### （5）組織再編等における取扱い

対象譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する各対象株式の数に、本払込期日を含む月から当該承認の日を含む月ま

での期間を踏まえて合理的に定める数の各対象株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない各対象株式の全部（既に譲渡制限が解除された対象株式を除く。）を、当社は当然に無償で取得する。

#### （6）株式の管理

対象株式は、対象譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する対象株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2022年12月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である837円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上